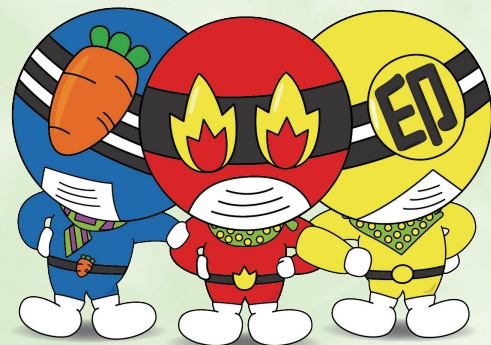


第9期介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画

概要版

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



1

計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

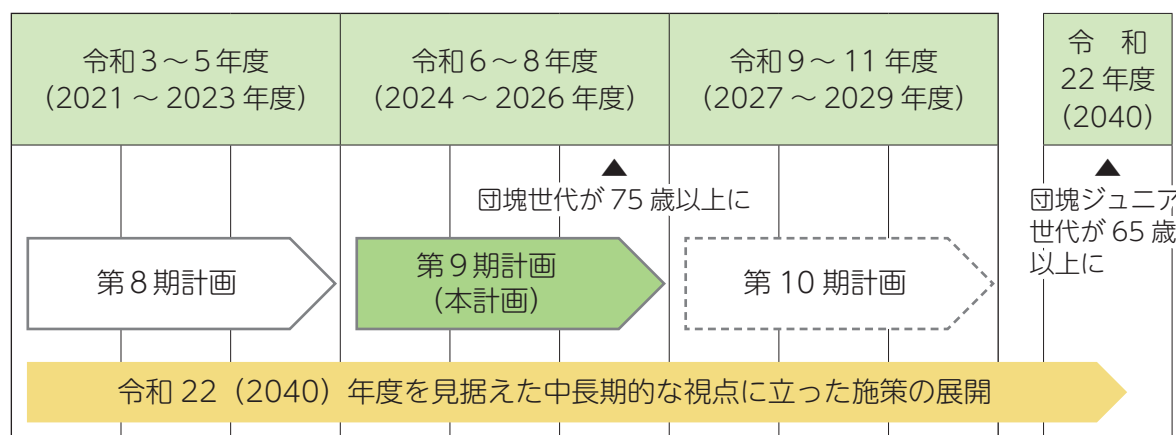
わが国の高齢化は急速に進行しています。令和7(2025)年には団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となり、令和22(2040)年には、団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者になることから、高齢化はさらに進行していくことが予想されています。今後は人口構造や地域社会の変化を受け止めつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりに向けて「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進と介護保険制度の持続的な運営により、地域の実情に応じた高齢者福祉施策の推進や介護保険サービスを一層充実させていく必要があります。

また、世代や背景、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会の実現」や、抱えている課題の複雑化・複合化に対応するための重層的な支援体制の整備が求められています。

こうした状況の中、第8期計画の計画期間が令和5(2023)年度をもって満了となることから、これまでの取組状況を検証しつつ、高齢者を取り巻く状況の変化や本町の実情を踏まえ『市川三郷町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画』（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ・計画期間

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条に基づく介護保険計画を一体的に策定したもので、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

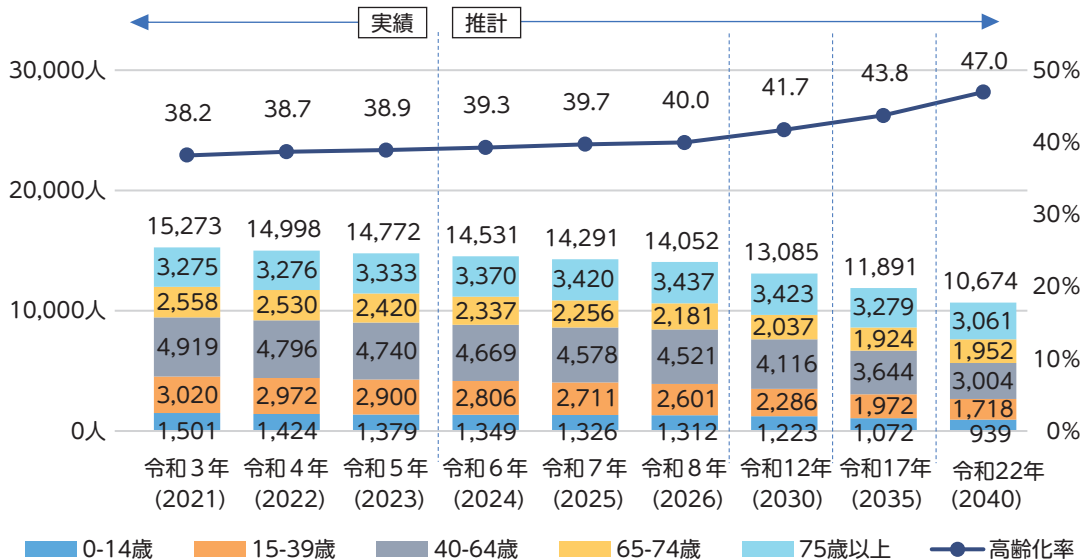


2

市川三郷町の高齢者を取りまく状況

(1) 総人口及び年齢階層別人口の推移と将来推計

本町の総人口は減少傾向にあります。これまで増加してきた65歳以上の高齢者人口も令和3(2021)年に減少に転じ、今後も減少傾向が続くと予想されますが、75歳以上の後期高齢者は令和8(2026)年頃まで増加し、その後、減少に転じると予想されています。高齢化率は、令和8(2026)年には40.0%、令和22(2040)年には47.0%まで上昇する見込みとなっています。

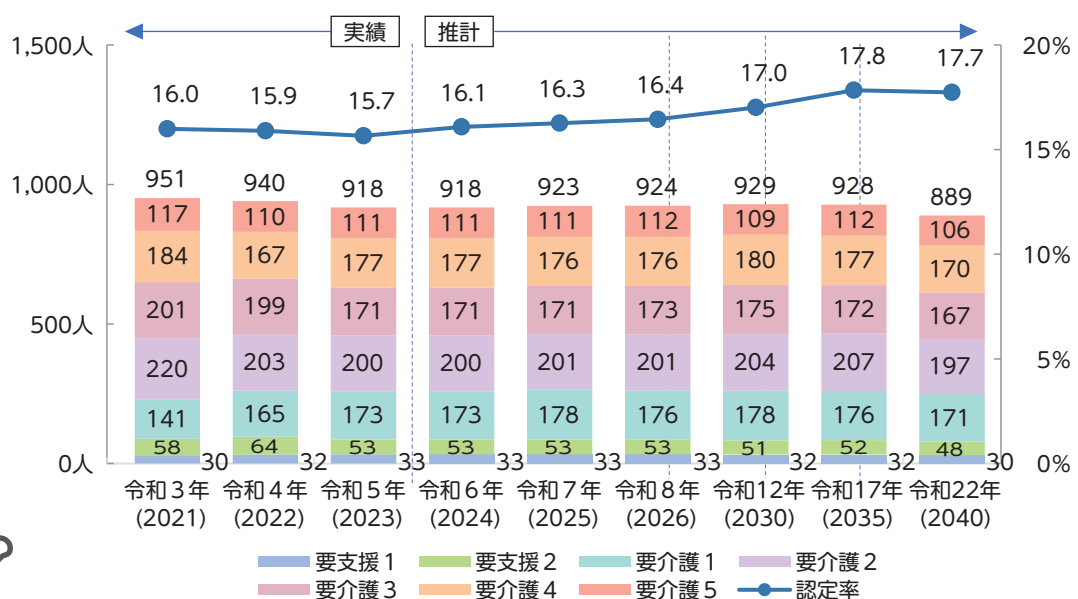


※令和元(2019)年～令和5(2023)年の住民基本台帳(各年10月1日現在)をもとにコーホート変化率法により推計

(2) 要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

要支援・要介護認定者数については、計画期間は微増傾向が続き、令和8(2026)年で924人となり、その後は令和17(2035)年頃まで横ばいで推移すると推計されます。

認定率については、令和8(2026)年で16.4%、令和17(2035)年には17.8%まで上昇すると見込まれます。



地域包括ケア「見える化」システム上での推計

※要支援・要介護認定者数は、第1号被保険者数と第2号被保険者数の合計

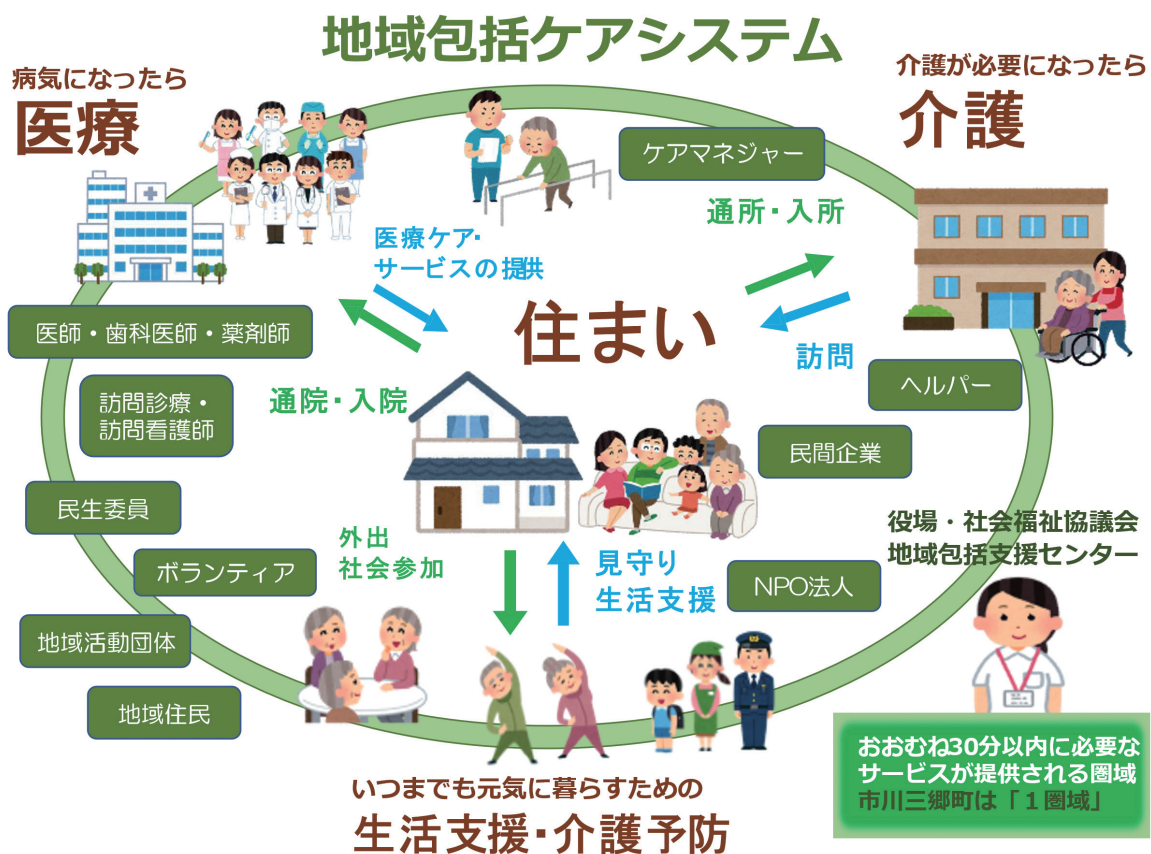
住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らせる、人にやさしいまちづくり



『市川三郷町第2次総合計画』において、福祉分野（介護・高齢者・障がい者福祉）のテーマとして「誇れるまち 人にやさしいまちづくり」を示しており、すべての町民が自分らしい暮らしを送ることができる環境づくりを推進しています。

本計画では、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活への支援を一体的に提供することが可能な地域包括ケアシステムをより一層深化・推進させていくとともに、地域において地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を越えてつながることにより、「住民一人ひとりが生きがいを感じながら生活できる地域共生社会の実現」に向けた取組を推進することが求められています。

こうした現状を踏まえて、本計画においては、「**住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らせる、人にやさしいまちづくり**」を基本理念として掲げ、計画の推進を図っていきます。



市川三郷町が目指すこと…

健康な人もそうでない人も、認知症や障がいに向き合っている人も、支えが必要な人も、大人も子どももみんな、住み慣れた地域で当たり前のように暮らしたい。その願いをかなえるための仕組み（地域包括ケアシステム）を皆でつくっていく。

基本目標 1 社会参加を通じた介護予防・地域の助け合い

高齢者の誰もが地域とのつながりを保ち、これまで培った経験や知識・技術を生かしながら「支え手」として活躍するとともに、興味・関心に応じた趣味や生涯学習に取り組むなど、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに助け合いながら暮らしていく地域づくりを目指します。

基本施策 1 住民主体に基づく、役割やつながりの創出支援

(1) 健康づくりの推進

- 住民健康診断 ●歯周疾患検診事業 ●健康相談・訪問指導事業 ●いきいきはつらつ貯筋教室
- 健康と福祉のつどい ●各年代に応じた栄養に関する学習会の開催

(2) 高齢者の就労・社会参加への支援

- シルバー人材センターへの支援 ●有償ボランティア活動「こまりごと手つだい隊」
- 就労的活動支援コーディネーターとの連携 ●有償ボランティア等の情報提供の推進

(3) 地域における交流活動・仲間づくりへの支援

- 老人クラブ（通称：シニアクラブ）活動の活性化に向けた支援
- ふれあい・いきいきサロン等への支援 ●世代間交流への支援 ●自由に立ち寄れる場所の検討

(4) 通いの場の充実・支援

- いきいき百歳体操の実施 ●介護予防普及啓発事業 ●地域介護予防活動支援事業
- 重層的な支援体制の整備

(5) 高齢者の生涯学習活動やスポーツ活動への支援

- 各種講座の運営支援 ●スポーツ・レクリエーション活動の推進

基本施策 2 介護予防に資する多様なサービスの展開

(1) 心身機能の改善に向けた支援

- 通所型サービス（通所型サービスC）

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

- 訪問型サービス（訪問介護） ●通所型サービス（通所介護）
- 訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供 ●介護予防支援事業



基本施策 3 介護予防の地域づくりを後押しする取組

(1) 介護予防の啓発及び支援

- 地域包括支援センターを中心とした介護予防の普及啓発と相談支援の推進 ●介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業（再掲） ●地域介護予防活動支援事業（再掲） ●一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション事業

(2) 高齢者の実態把握と介護予防支援

- 総合事業対象者等の早期発見・把握 ●地域での介護予防活動組織等の人材育成支援
- 多職種による介護予防支援の検討

(3) 介護予防におけるデータ利活用の推進

- 介護予防にかかるデータの利活用の検討 ●データ分析による対象者への支援

基本目標 2 生活を支えるサービス基盤の整備

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし、人生の最期まで尊厳が守られ、自分らしい生活を送ることができるよう、様々な分野の関係機関及び専門職が連携しながら、一人ひとりの状態やニーズに応じた質の高いサービスを安定的に提供できる地域づくりを目指します。

基本施策 1 地域生活を支えるサービスの展開

- (1) 地域密着型サービス
- (2) 居宅サービス
- (3) 施設サービス
- (4) 住まい



- 高齢者等居住促進事業の推進 ●住宅改修事業の推進
- サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、高齢者用アパート等の情報提供

基本施策 2 効果的なサービス提供に向けた仕組みづくり

- (1) 医療と介護の連携を推進するための仕組みづくり

- 現状分析・課題抽出・政策立案 ●対応策の実施

- (2) 事業所における災害・感染症対策の推進

- 介護事業所における災害対策の推進 ●介護事業所における感染症対策の推進

- (3) サービスの質の向上

- サービスの質の向上と事業者への支援 ●サービス利用者への適正な対応

基本目標 3 サービス提供の土台となる地域環境の整備

ひとり暮らしや高齢夫婦のみ世帯の高齢者をはじめ、在宅生活において支援が必要な高齢者や介護する家族等に対し、日常生活を支えるきめ細かな支援・サービスを提供するとともに、地域における多様な主体による支え合いが行われる地域づくりを目指します。

基本施策 1 在宅生活を続けるための支援

- (1) 多様な支援を創出するための体制整備

- 生活支援コーディネーターの活動支援 ●生活支援サービスの体制整備

- (2) 家族介護者への支援の充実

- 相談支援体制の充実 ●家族介護用品支給事業の実施 ●介護者のニーズに合わせた連携・支援
- 介護慰労金支給事業 ●介護離職防止に向けた取組の推進

- (3) 高齢者を見守る体制の整備・充実

- 民生委員・児童委員による支援体制の充実 ●地域における見守り体制の構築促進
- 町民に対する見守りについての周知・啓発

- (4) 在宅福祉サービスによる支援

- 高齢者生きがい活動支援通所事業（ミニデイサービス） ●配食サービス事業 ●軽度生活援助事業
- ふれあいペンダント事業及びみまもりサービス事業 ●訪問理美容サービス事業

基本施策 2 安全・安心な生活に向けた地域環境づくり

- (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- 公共施設や公園等のバリアフリー化の推進 ●ユニバーサルデザインの普及啓発

- (2) 交通安全対策の推進

- 交通弱者に配慮した道路（歩道）の整備の推進 ●交通弱者への対策 ●公共交通利用への支援
- 交通安全教室の開催

(3) 防災・減災体制の整備

- 総合防災訓練の実施 ● 避難行動要支援者支援制度の推進 ● 避難行動要支援者登録台帳の整備
- 消防団、自主防災組織等との連携強化 ● 福祉避難所の整備 ● 赤十字奉仕団の活動支援
- 災害時の情報伝達体制の整備

(4) 防犯体制の整備

- 防犯教室の開催 ● 消費者被害防止に関する啓発の実施 ● 消費生活相談体制の整備

基本施策3 担い手となる人材の育成

(1) 介護・福祉人材の確保

- 介護職員に関する情報交換・支援 ● 介護職員初任者研修の開催 ● 介護現場の魅力発信

(2) ボランティア等の育成及び支援

- 社会福祉協議会におけるボランティア確保の支援 ● NPO法人やボランティア団体への支援
- 町民に対するボランティアに関する情報提供

(3) 福祉教育の推進

- 学校等における福祉教育の実施



基本目標4 本人・家族の意思を尊重するための取組

すべての高齢者の尊厳と権利が守られ、高齢者虐待を防止し、認知症になっても地域の中でその人らしく安心して暮らしていくことができるよう、地域住民の理解を深めつつ、地域ぐるみで見守る体制を強化するとともに、関係機関等による専門的な支援が受けられる地域づくりを目指します。

基本施策1 高齢者虐待防止・権利擁護の推進

(1) 高齢者の虐待防止ネットワーク体制づくり

- 高齢者の虐待防止ネットワーク体制の充実
- 市川三郷町「虐待防止活動期間」における高齢者虐待防止啓発の推進
- 虐待防止ネットワーク協議会の開催

(2) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用支援

- 成年後見制度・日常生活自立支援事業の周知・利用促進 ● 成年後見制度利用支援事業の実施

(3) 市民後見人制度整備の推進

基本施策2 認知症の人と家族を支える仕組みづくり

(1) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症への支援・社会参加支援

- 「認知症を支える仕組みづくり検討会」の開催と協議 ● 認知症の人を支える介護サービスの充実
- 認知症の人を支える生活支援サービスの充実 ● 認知症の人とその家族への支援体制の充実
- 若年性認知症の人への支援の充実 ● 認知症の人の社会参加への支援

(2) 普及啓発・本人発信支援

- 認知症サポーター養成講座の開催 ● 認知症キャラバンメイトの育成 ● 認知症ケアパスの普及
- 認知症の人本人による発信への支援

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- 認知症地域支援推進員の活動推進 ● 認知症初期集中支援チームによる支援

(4) 予防

- 介護予防事業の実施



基本目標 5 保険者としての役割の推進

高齢者の地域での生活を支えていくために、地域包括支援センターを中心に地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けた取組を一層充実させていくとともに、持続可能な介護保険制度の確保と円滑な運営に向け、保険者としての機能強化を図ります。

基本施策 1 地域包括支援センター事業の推進

(1) 地域共生社会に向けた身近な相談体制の整備

- 保健・福祉にかかる相談窓口の充実
- 相談支援ネットワーク体制の構築
- 総合相談支援体制の構築

(2) 市川三郷町地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センター運営協議会の実施
- 地域包括支援センターの体制整備
- 相談事業・支援事業の実施
- 関係機関との連携強化
- 各地区組織等の研修会への参加

(3) 地域ケア会議の推進

- 地域ケア会議の開催
- 地域ケア推進会議の開催
- 地域住民に向けた広報・情報提供の充実

基本施策 2 持続可能な介護保険制度の確保

(1) 介護給付適正化の推進

- 要介護認定の適正化
- ケアプラン（サービス計画）、住宅改修等の点検
- 縦覧点検・医療情報との突合
- 介護給付通知

(2) 適切な要介護認定制度の運用

- 研修会等の実施
- 認定審査会の簡素化及び認定事務の効率化

(3) 低所得者への対応

- 介護保険料の軽減・減免
- 利用者負担の軽減



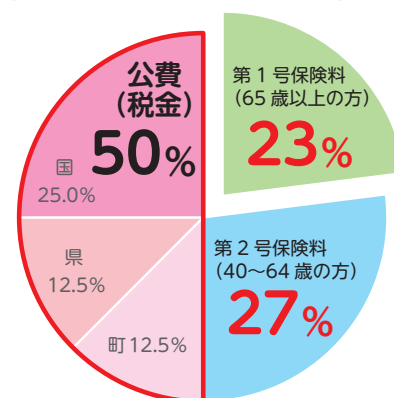
5

介護保険料の算定

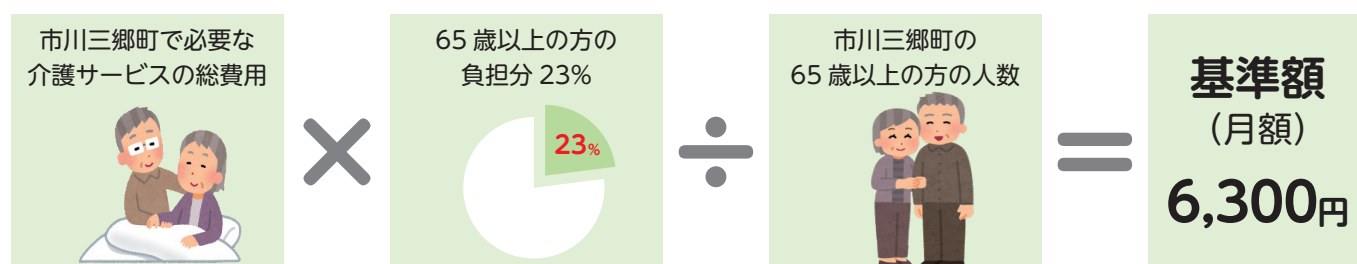
介護保険事業に必要なサービスに要する費用の財源内訳は、利用者負担を除き、50%が保険料、50%が公費と定められています。第9期の第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、全国の人口構成比で設定されています。

介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいた介護サービスにかかる総額に第1号被保険者の負担割合を乗じ、交付金や準備基金取り崩し額を引いて被保険者数で除して一人当たりの平均的な保険料（＝基準額）を算出して決定します。第9期期間（令和6～8年度）中の保険給付費及び地域支援事業費をもとに算出した基準額（月額）は6,300円です。この基準額をもとに、一人ひとりの前年の収入などに応じた13段階の所得段階を設けて、年間の保険料を定めています。所得段階ごとの保険料は次ページのとおりです。

〈介護保険の財源の内訳〉



【基準額の決め方】



6

第1号被保険者の介護保険料

本町における第1号被保険者の所得段階は、国標準の見直しに伴い13段階となっています。なお保険料とは別枠で公費を投入することで、所得段階の第1段階は負担割合を「0.455」から「0.285」へ、第2段階は「0.685」から「0.485」へ、第3段階は「0.690」から「0.685」へ負担の軽減を図っています。

所得段階	対象となる方	保険料		
		保険料率	年額	月額
第1段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.285 (0.455)	21,550円 (34,400円)	1,796円 (2,867円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.485 (0.685)	36,670円 (51,790円)	3,056円 (4,316円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	0.685 (0.690)	51,790円 (52,170円)	4,316円 (4,348円)
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.900	68,040円	5,670円
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	1.000	75,600円	6,300円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.200	90,720円	7,560円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.300	98,280円	8,190円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.500	113,400円	9,450円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.700	128,520円	10,710円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.900	143,640円	11,970円
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.100	158,760円	13,230円
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.300	173,880円	14,490円
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.400	181,440円	15,120円

7

計画の推進

- 行政だけでなく、町民やサービス提供事業者、関係機関等との協働により推進します。
- 計画・実行・評価・改善からなるPDCAサイクルに沿って、計画の達成状況、各施策・事業の進捗状況について定期的に評価・検証することで、計画期間中の進捗状況の把握を図ります。
- 関係課での協議や市川三郷町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会等で計画の進捗について報告を行い、施策の見直し・改善につなげていきます。
- 広報紙や町ホームページ・SNS等の様々な媒体を活用して計画の周知を図ります。



市川三郷町 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画【概要版】

発行：市川三郷町 編集：市川三郷町 介護課

〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3

TEL：055-272-1106 FAX：055-272-1198

